

第4期滋賀県教育振興基本計画（原案）に対して提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応について

実施期間：令和5年7月24日（月）から令和5年8月23日（水）まで

意見等の件数：11人から計39件

提出された意見等の内訳

| 項目 | 件数 | 反映数 |
|------------------|------|-----|
| 1 計画の枠組 | 0 | 0 |
| 2 計画策定の背景 | 3 | 0 |
| 3 基本目標とサブテーマ | 1 | 0 |
| 4 全体的な方向性 | 1 | 0 |
| 5 今後5年間に実施する主な施策 | 32 | 5 |
| 柱Ⅰ 夢と生きる力を育む | (3) | (0) |
| 柱Ⅱ 学びの基盤を支える | (16) | (1) |
| 柱Ⅲ みんなで学びに関わる | (13) | (4) |
| 6 施策の推進方法 | 0 | 0 |
| 7 目標 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 |
| 意見・情報 合計 | 39 | 5 |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|--------------|---------|----|--|---|---------------------|---|-----|-----|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 1 計画の枠組 | | | | | | | | |
| 2 計画策定の背景 | | | | | | | | |
| 1 | 4 | 25 | 「誰一人取り残されない学び」とあるが、外国にルーツのある子どもの就学や進路の現状の把握が必要。子どもの権利条約に基づくと、すべての子どもの権利を保障しなければならない。そのような子どもたちの声をすくいあげる仕組み作りが求められる。 | 誰一人取り残されない学びに向けては、御指摘の外国にルーツのある子どもを含め、様々な環境等にある人たちの学びを支える観点が重要と考えています。その具体的な取組について、施策の柱Ⅲに「困難な環境等にある人の学びを支える」取組を掲げております。 | - | - | - | - |
| 2 | 4 | 25 | 誰ひとり取り残されない学びについて、社会的養護、特に、一時保護中の児童が学校に通える環境整備が必要。 | 御指摘のように、一時保護中の児童等の就学機会の確保は重要と考えております。各市町の要保護児童対策地域協議会などの枠組みにおいて関係機関等が十分に連携され、就学機会の確保が図られるよう取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 3 | 10 | 10 | ICTを活用すること自体が目的になっているように感じる。無理矢理使う事で本来あった授業の魅力が失われないか、その先生の良さが消えないかという視点を持つ必要がある。また、ICTの使用頻度で評価されるものではないと考える。 各学校の実状に応じて、無理なく使用できるように取組を進め、教育的効果がどれほどあったのかを確認してほしい。 | すべての教育活動をICTのみで実践できるものではないと考えております。しかしながら、学校現場で整備されたICT環境を教育活動に活用する余地は存分にあると考えており、引き続き子どもの学びの充実を第一に置いて取組を推進してまいります。 | - | - | - | - |
| 3 基本目標とサブテーマ | | | | | | | | |
| 4 | 17 | 4 | 個人の尊厳を重んじるという人権の視点は教育において、重要かつ土台となる視点であり、人権教育を教育の一分野とするのではなく、社会全体の課題ととらえるならば、基本目標の説明に「個人の尊厳を重んじ」や、「差別のない未来社会」と加えるべき。 | 御指摘のように、人権の尊重は教育の基盤として重要と考えております。こうした観点から、基本目標と一体をなすサブテーマの説明(P.17L.25)において、「一人ひとりが大切にされ」と表しているところです。 | - | - | - | - |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|------------------|---------|----|--|--|---------------------|---|-----|-----|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 4 全体的な方向性 | | | | | | | | |
| 5 | 19 | 2 | 「困難」というと、「困った人」のような否定的な感じに受け取ってしまう気がするので「学習するにあたり、支援が必要な場合」とするほうがよいのではないか。 | 御指摘の箇所は、「困難」を「環境」へ修飾させております。学習者が困難な環境に置かれる場合であっても、一人ひとりを大切にしたい包摂的な対応を図っていく方向性を明示する趣旨として、原文のとおりとします。 | - | - | - | - |
| 5 今後5年間に実施する主な施策 | | | | | | | | |
| 柱Ⅰ 夢と生きる力を育む | | | | | | | | |
| 6 | 27 | 18 | 学校のすべての教育活動は校長のリーダーシップのもとに行われているため、「校長のリーダーシップのもと…」の一文は、不要だと考える。 | 道徳教育は、学校の教育活動全体で行う性格を持つものであることを踏まえ、校長のリーダーシップによる指導体制の構築を明示する趣旨であるため、原文のとおりとします。 | - | - | - | - |
| 7 | 27 | 21 | 人権教育はすべての教育活動を通じて行われるべきであり、「豊かな心の育成」のための具体的な取組のひとつではないと考える。人権教育を柱Ⅰ～Ⅲを横断的に貫く視点として、あるいは土台として明示するべき。 | 御指摘のように、人権の尊重は教育の基盤として重要であることを踏まえ、計画全体を貫くサブテーマの説明(P.17L.25)において、「一人ひとりが大切にされ」と表しています。一方、子どもの人権感覚の育成などの具体的な人権教育の取組についても計画に掲げることが重要と考えることから、「豊かな心の育成」の取組に掲げております。 | - | - | - | - |
| 8 | 31 | 9 | 就労準備は早いに越したことはない。自己分析できるし、他己分析を経て、天職を見つけられるから。そういう、就労準備型のフリースクールや放課後デイサービスに、補助金や施設助成など、運営支援をやってみてはどうか。 | 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、子どもの発達段階に応じて職業観・勤労観を育むキャリア教育を実施することが重要と考えており、今後も計画に基づき推進してまいります。なお、フリースクールや放課後デイサービス等の事業者とは、様々な状況にある子どもたちの健やかな育ちに向けて、適切に連携を図ってまいります。 | - | - | - | - |
| 柱Ⅱ 学びの基盤を支える | | | | | | | | |
| 9 | 38 | 3 | 教員の働き方改革について、本来の教員の業務とそうでない業務の仕分けをすべき。(例えば奨学金関係業務や勤務時間外の保護者対応等)また、教員一人当たりの持ち時間数も、せめて週15時間程度に減らすことが適切。 | 本計画案とは別に定める「学校における働き方改革取組計画」に基づき、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、指導・運営体制の充実を図るとともに、学校業務の見直し・効率化を推進してまいります。 | - | - | - | - |
| 10 | 38 | 3 | 教員業務のうち教員免許の不要な業務が過剰となっている。 | 本計画案とは別に定める「学校における働き方改革取組計画」に基づき、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、指導・運営体制の充実を図るとともに、学校業務の見直し・効率化を推進してまいります。 | - | - | - | - |
| 11 | 38 | 3 | 小学校・中学校の30人学級編制や、神戸市のようなチーム担任制(モデル実施)など実施できないか。 | 本県では義務標準法の改正前より小中学校全学年の35人学級編制に取り組んできたところです。また、学校現場においてはチームティーチング等に取り組んでいるほか、小学校高学年の教科担任制に取り組んでおり、各学校の状況に応じて一定程度柔軟に配置できることとしております。 | - | - | - | - |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|-----|---------|----|--|--|---------------------|----|---|---|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 12 | 38 | 7 | コロナ禍で配置された、スクールサポートスタッフや就職支援員が縮小されているが、今後も必要。 | 地域の多様な人材に学校運営に参画いただき、役割を分担することが重要と考えております。今後も学校運営に資する人材の配置に努めてまいります。 | - | - | - | - |
| 13 | 38 | 7 | 支援員の業務知識を身に付けるために、経験のある支援員のいる学校でインターンをしてから配置してはどうか。 | 御提案につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。その他、支援員の活動事例を周知するなどして、各種支援員が力を発揮していただけるように努めてまいります。 | - | - | - | - |
| 14 | 38 | 15 | 教師の過剰負担は、教師自体の不足が原因であり、教師の増員が必要。 | 教員の配置については、標準法の規定に基づく配置のほか、小中学校全学年での35人学級編制や、様々な教育課題への的確な対応を図るための加配等を行っているところです。また、多様な人材の参画を得て、学校において役割の分担を図っております。今後もこうした取組を推進し、教員の負担が過重とならないように図ってまいります。 | - | - | - | - |
| 15 | 38 | 31 | 不適切な対応を行った教職員を許さないことを明記すべき。 | 教職員が不適正な行為を行った場合には厳正に対処しております。本計画案では、教職員に求められる基本的な資質能力として、教育的愛情や倫理観、向上心を位置付け、資質能力の向上に取り組むこととしており、子どもたちの学びの基盤の確保に向けて、取組を推進してまいります。 | - | - | - | - |
| 16 | 41 | 2 | メンタルヘルスに問題のある子どもの認知の状況に鑑みれば、子どもが担任など教職員を信じていない場合もある。そのような場合、養護教諭が担任教諭と連携せず、外部専門家に相談できるように規定を整備すべき。 | 子どもの心の健康を確保していくために、養護教諭は専門的な観点から地域の関係機関との連携におけるコーディネーターの役割が期待されることとあり、必要に応じて、関係機関等とも連携を図ることとしております。 | - | - | - | - |
| 17 | 43 | 11 | チャットGPTなどの生成AIをはじめ、飛躍的な技術的進歩を遂げている人工知能(AI)を教育に積極的に取り入れることについても計画に記載した方がよいのではないか。 | 御指摘のように、最近の人工知能(AI)の技術的進歩には特に目覚ましいものがあると認識しております。こうした新たなテクノロジーを教育に活用することは重要であることから、教育DXの取組において追記することとします。 | 43 | 13 | 子どもたちの1人1台端末環境を安定的に運用するとともに、教育活動へのICT活用を推進し、・・・ | 子どもたちの1人1台端末環境を安定的に運用するとともに、 飛躍的に進歩している人工知能(AI)を含め、教育活動へのICT活用を推進し、・・・ |
| 18 | 43 | 28 | GIGAスクール構想の下、生徒一人に1台のコンピュータは配備されたが、高速ネットワーク環境は十分には整備されていない。より強力なネット環境の整備が不可欠。 | ICTを教育に最大限に活用するため、ネットワーク環境の確保は重要と考えております。各学校で支障が生じていないか把握したうえで、ネットワークへの負荷の少ない授業支援ソフトの導入など、ソフト面の対策も含めて取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 19 | 44 | 23 | 膳所高校が15年以上前に新校舎になって以降、滋賀県で全面新校舎になった学校はなく、老朽化が進んでいる。今後の新校舎計画も耳にしておらず、近い将来、事故が起きないか心配。多額の予算が必要なため、一気にすべてを整えることは無理だと思うが、中長期的な計画で考えていかないと手遅れになるのではないか。 | 児童生徒等の安全を十分に図る観点から、点検等によりの確に学校施設の状況を把握し、長寿命化も図りながら、計画的に施設を管理してまいります。 | - | - | - | - |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|---------------|---------|---------------|--|---|---------------------|------------------|---|--|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 20 | 45 | 1 | 2022年9月の国連の勧告にもあるように、インクルーシブ教育が国際的な流れになっている。「地域で共に生きていくための力を育てる」ためには、障害のある子どもと共に学び合う集団づくりが重要であり、インクルーシブな集団づくりを具体的な取組として加えることが望ましい。 | インクルーシブ教育の理念を念頭に、障害のある子どもが多様な教育的ニーズに応じて学びの機会を設けることが重要と考えております。具体的な取組の一つとして、計画には副籍制度を掲げております。副籍制度は、全ての子どもたちが、障害の有無にかかわらず、互いの違いやよさを認め合うことができ、支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指すことを目的とするものです。 | - | - | - | - |
| 21 | 46 | 15 | 特に思春期以降に顕在化する傾向がある「強度行動障害」について、特別支援学校において強度行動障害の状態に児童・生徒が陥らないよう、教員全員が特性を理解し、一貫した支援に取り組む体制が必要であることを追記していただきたい。 | 強度行動障害を含め、障害のある子どもたちの特性や状態は多様であり、個々に明記することは困難ですが、一人ひとりの特性や状態に応じて、きめ細かく指導に取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 22 | 49 | 7 他 数か所 | 「円滑な接続」とあるが、「接続」という言葉は物みだいなイメージがあるので、「円滑な移行」の方が一層適切なのではないか。 | 幼児教育と小学校教育など、異なる学校段階間での学びにおいて、お互いのつながりを意識しながらより充実したものとしていく趣旨として、文部科学省が定める幼稚園教育要領等において「接続」と表現されており、同要領に即して「接続」の語を用いております。 | - | - | - | - |
| 23 | 47 | 25 | 魅力化を強要されることで生徒も先生も疲弊しているように感じる。今の高校で新たな取組を行うためには行事の精選、教職員の増員や少人数指導のしくみが必要。トップダウンではなく、ボトムアップにより生徒や先生が主体的に取り組める環境を整えてほしい。 | 「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」については、各校でこれまでから取り組んでいる特色ある教育活動や各校それぞれの検討を踏まえて策定しております。今後も各校の主体的な取組が推進されるよう、学校現場をしっかりと支えてまいります。 | - | - | - | - |
| 24 | 48 | 33 | 切れ目のない教育のために就学前の教職員の勤務環境の整備についての言及が必要と考える。 | 御指摘の観点は重要であり、機会を捉えて幼児教育・保育施設の設置主体に必要な周知を図ってまいります。 | - | - | - | - |
| 柱Ⅲ みんなで学びに関わる | | | | | | | | |
| 25 | 53 | 34 | 「視覚障害者等の」と書かれていますが、視覚障害者のみに焦点が当たりがちなので「視覚障害者、知的・発達障害者等」としてほしい。 | 御指摘のとおり、読書バリアフリーは視覚障害者のみを対象とするものでなく、例示いただいた知的障害や発達障害のある方、肢体に不自由がある方なども対象としており、こうしたことが分かるよう、注釈を追加いたします。 | 53 | 欄外 (注釈) | - | 視覚障害者等** ** 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第2条により規定される、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害を含む障害者。 |
| 26 | 54 | 30 | 「学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップのもと、」を加えてほしい。学校図書館の経営や利活用にあたっては校長のリーダーシップが必要不可欠であり、校長は自らが学校図書館長の役割を担っていることを自覚すべきというニュアンスが正しく伝わればありがたい。 | 御指摘のように校長が自らのリーダーシップの重要性を自覚することは重要と考えられますので、御意見に沿い、表現を追加することといたします。 | 54 | 30 | ◆ 学校図書館が組織的に運営され、学校全体の計画のもと、・・・ | ◆ 学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップのもと、学校図書館が組織的に運営され、学校全体の計画のもと、・・・ |
| 27 | 55 | 8 | この項目では、視覚障害者ばかりの記載となっているので、LLブックやオーディオブック、デジタール図書など知的に障害のある人が読書に出会えるような記載をしていただきたい。 | 御提案いただいたLLブック等を含め、多様な形態の書籍を利用できる環境整備が重要であると考えており、「アクセシブルな電子書籍等」と総称しておりますが、より幅広く捉えられるように表現を見直すことといたします。 | 55 64 | 20 (注釈) 18 | ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな電子書籍等の利用を支援するほか、・・・ | ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな書籍等**の利用を支援するほか、・・・ ** LLブック(分かり易く読み易い形で作成された図書)、デジタール図書(国際規格に則り作成された電子図書)等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等。 |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|-----|---------|----|---|---|---------------------|---|-----|-----|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 28 | 55 | 8 | ○この項目に以下の内容を追加していただきたい。 ◆ 日本語が得意でない方や、知的・発達障害のある方をはじめとした一般的な情報提供では理解が難しい様々な方にとっても読みやすいLLブック等の書籍が気軽に利用できるよう関係機関との連携に取り組まします。 | 御提案の取組につきましては、P.55L.14の取組に含まれております。視覚障害者だけでなく、知的・発達障害のある方や、通常の活字による読書が困難な方に係る関係団体・支援団体とも連携しながら取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 29 | 60 | 10 | 早寝、早起き、朝ご飯の推進にあたり、多様な働き方、ひとり親世帯など、それぞれの家庭背景を念頭におけば、不可能なのであるから、別の施策を検討すべき。もとより家庭の問題であり、学校において指導すべきことではない。教育として推進されることで、自分の家庭は普通ではない、と追い込まれる当事者が存在したことは、近年明らかとなっている。家庭の自己責任とするような取組であれば、推進の弊害について十分検討すべき。 | 「早寝・早起き・朝ごはん」など子どもの規則正しい生活習慣づくりは、子どもの健やかな育ちにとり重要と考えております。他方、多様な家庭環境を踏まえ、取組が強迫的になってはならないと考えており、個々の家庭の状況に寄り添いながら、きめ細かく取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 30 | 62 | 11 | 日本語指導において、特に日本語が全くできない子どもへの支援が最も重要かつ困難な課題である。県として、「日本語初期指導パッケージ」として、教材、指導マニュアルなどを開発し、市町で質の高い受け入れができるよう支援する必要がある。 | 御指摘のように、来日間もない場合など、初期の日本語指導は子どもにとり大変重要なものと認識しております。県では国の補助金を活用した委託事業などで、各市町の初期指導等の取組を支援しておりますが、今後も必要な支援に取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 31 | 62 | 11 | 「日本語指導」「日本語能力の習得」だけでなく教科指導を充実させ、学力保障、進路保障を実現することが必要。あわせて、日本語指導が必要な生徒の進路保障のため、高校入試における外国人特別入試の実施を検討すべき。現状改善のため、日本語指導が必要な生徒の公立高校進学率向上を指標に加える必要がある。 | 日本語指導が必要な子どもたちへの教科指導につきましては、通常の教育課程のほか、一人ひとりの状況に応じた特別の教育課程の編成や、個別の指導計画の作成など、きめ細かな指導の普及を図っており、今後も取組を推進してまいります。御指摘のような高等学校進学を見据えた取組の充実が重要な観点であり、今後の取組の参考といたします。 | - | - | - | - |
| 32 | 62 | 11 | 「母語支援」だけでなく「母語・母文化学習」にも取り組む必要がある。能力を十分に伸ばせる環境が必要である。 | 安心して学校生活を送るための母語支援とは別に、外国人児童生徒等が母語や母文化への理解を深めることは、自身のアイデンティティの確立など重要な意義のあるものと考えております。このことに関しては、多文化共生に向けた施策として取り組んでまいります。 | - | - | - | - |
| 33 | 62 | 11 | 生活言語レベルの日本語には問題がない子どもの支援として、たとえば保幼との連携のもとで、就学準備教室（プレスクール）を開催し、保護者とあわせて支援を行う必要がある。 | 御指摘のような、小学校入学前の外国にルーツのある子どもに就学準備支援を行う取組を実施されている市町があると承知しております。円滑な学校生活を送るうえで重要な取組と認識しており、県としても必要な連携を図ってまいります。 | - | - | - | - |
| 34 | 62 | 11 | 小学校以上で、日本語の学習言語能力において課題があっても、生活言語能力の高さゆえ、日本語指導が必要な子どもとして十分に把握されていないのではないか。県として独自の調査も必要ではないか。 | 日本語での学習に必要な能力の測定については、文部科学省が開発した測定法「DLA」の普及を図っております。当該手法により、個々の子どもの能力を的確に把握し、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、きめ細かな指導につながるよう取り組んでまいります。 | - | - | - | - |

| No. | 原案への御意見 | | | 県の考え方 | 計画等における対応（計画原案等の修正） | | | |
|-----------|---------|----|--|---|---------------------|----|---------------------------|----------------------------------|
| | 頁 | 行 | 御意見等（要約） | | 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
| 35 | 62 | 16 | 不就学の子どもの就学促進は重要ではあるが、文部科学省の調査結果を見ると、滋賀県の不就学の子どもは0名となっており、滋賀県内の不就学対策は一定の成果に達していると考えられる。優先事項は現状に鑑みて選択すべきではないか。 | 御指摘のとおり、直近の調査において本県で不就学の状態にある外国人等の子どもはおりませんが、コロナ禍を経て外国人等県民が再び増加するとともに、不就学の子どもが生じる可能性を見据え、取組姿勢を示すことが必要と考えております。 | - | - | - | - |
| 36 | 62 | 20 | 外国人住民の日本語学習は地域への定着と並行して行われることが重要であり、他部局との連携をこれまで以上に密接に行ってほしい。なお、表現として「外国人等住民に係る多文化共生や日本語教育の推進」というと、外国人住民だけが施策の対象のように読めるが、「多文化共生」の対象は日本人住民なので、例えば「多文化共生や外国人等住民に係る日本語教育の推進」としては。 | 多文化共生の取組については、日本人住民、外国人等住民双方を対象とする施策であると認識しております。全般的な多文化理解促進については、「外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実」(P.30)で取組を示しておりますが、本項目では外国人児童生徒等における母文化の理解や、クラスメイトにおける異文化の理解促進などに取り組む趣旨として、原文のとおりいたします。 | - | - | - | - |
| 37 | 63 | 10 | 不登校だけでなく、ヤングケアラー、病欠しがちな子など、全ての日数の登校や、授業への出席を前提とすることができない子がいる。この子たちに、福祉的な支援ではなく、学習の支援もしてほしい。 | 御指摘のように、不登校以外にも学校に通えない、または通いにくい状況にある子どもたちに対し、福祉的な面と、学びの面の双方から支援することが重要であり、対象をより幅広く捉えることができるように見直すこととします。 | 63 | 18 | ◆ 不登校や引きこもりの状態にある子どもへの・・・ | ◆ 不登校や引きこもり等の登校が困難な状態にある子どもへの・・・ |
| 6 施策の推進方法 | | | | | | | | |
| 7 目標 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 38 | - | - | 全県一区になり、湖西や湖北の高校は定員割れが頻発し活気が失われているように感じる。普通科に特徴をもたせることは難しく、南部から北部への移動はほとんどなかった。全県一区は一定の学校に限定し学区制を復活させた方が多くの学校に活気がでるのではないか。 | 県立普通科高等学校通学区全県一区制度につきましては、制度導入から10年を経た平成28年度に検証を行い、制度導入のねらいである中学生の主体的な高校選択や特色ある学校づくりが進み、生徒や保護者にも受け入れられていることから、継続することとし、令和4年3月策定の「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」でも継続が確認されています。幅広い選択肢の中にあって、選ばれる学校づくりが重要であり、引き続き魅力ある県立高等学校づくりを推進してまいります。 | - | - | - | - |
| 39 | - | - | 不合理といわれる校則、自動車免許、自動二輪免許の制限がある。これらについて、学校側が、見直す姿勢を示してほしい。市民が学校の権利侵害に気づけるように、校則を公表すべき。 | 本計画案においては、自主的な校内ルールの検討などの生徒会活動の活性化の促進にも取り組むこととしており(P.30L.19)、透明性を確保しつつ、生徒の主体的な参画を得たルールの検討に取り組んでまいります。なお、定められている校則を公開していない県立高等学校はございません。 | - | - | - | - |